

令和5年度第1回岩手県文化財保護審議会議事録（審議）

（会長）

それでは審議に入らせていただきます。本日教育長から岩手県指定文化財として諮問された案件は7件であります。新規指定の5件、追加指定の2件。これらを分けて審議したいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局から新規指定の5件について説明をお願いします。

（事務局）

説明申し上げます。それでは審議資料11ページ、資料2-1をご覧ください。この11ページ、12ページにつきましては、岩手県管轄地誌が諮問物件調書として記載されていますが、この資料2-1で岩手県管轄地誌甲本というものと、乙本というものの2件分の諮問をさせていただきます。それでは読み上げます。

一以下、岩手県管轄地誌、諮問物件調書を読み上げ—
続きまして、資料16ページ、資料2-2をご覧ください。

一以下、盛岡藩覚書、諮問物件調書を読み上げ—
続きまして、21ページ、資料2-3をご覧ください。

一以下、盛岡八幡宮祭の山車行事、諮問物件調書を読み上げ—
続きまして26ページ、27ページをご覧ください。

一以下、盛町五年祭、諮問物件調書を読み上げ—
以上5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

（会長）

ありがとうございました。これから具体的に審議に入らせていただきますが、ただいま紹介いただきました諮問物件につきまして、本日、岩手県管轄地誌と2件目の盛岡藩覚書について現物をお持ちいただいております。まず、それを確認した上で、調査にあたられました委員から説明いただいた後に個別に審議したいと思います。

それでは10分ほど時間をとりまして現物の方を確認いただきたいと思います。

—実見—

（会長）

それでは再開させていただきます。

1件目の岩手県管轄地誌は甲本、乙本がございますが、以上2件について調査にあたられました委員から補足的な説明をいただいた後、審議に入らせていただきます。ではよろしくお願いいたします。

（委員）

私の方で調査を行いました。先ほど確認していただいたように、岩手県管轄地誌で甲本と乙本があります。どちらも11巻131冊全部そろっています。甲本の方がもりおか歴史文化館に伝わっているもの、それから乙本の方が岩手県立図書館に伝わっているものです。岩手県管轄地誌は11ページを見ていただければわかりますように明治に政府の命令によって作られたものです。

明治9年から18年にかけて県が編纂したものになります。各郡の1冊目は郡誌、2冊目以降が各村の村誌があげられています。

岩手県史は明治政府が近代国家としての基礎を築くとして編纂事業を行いましたけれども、その皇国地誌の編纂事業ということで行われたものになります。この皇国地誌は、その後紆余曲折があって大日本国史の編纂に引き継がれていくんですけども、関東大震災によって一部を除いて焼失してしまっています。そうした中で、宮城県には皇国地誌が残っており、それが有形文化財に指定されています。あとで説明いたしますが、宮城県のものには地図もついていて、それも指定されています。

それから青森県の方は、これは皇国地誌よりも少し早い段階に県として作っていますけれど、明治5年から9年にかけて編纂された「新撰陸奥国誌」、これが残っています。盛岡藩領を考えるときには、岩手県管轄地誌では現在の岩手県だけです。下北半島とか前の盛岡藩領を見るとときには、この「新撰陸奥国誌」というのが非常に有効なものです。いずれにしても、岩手県には岩手県管轄地誌が全郡残って非常に貴重です。

今回指定するのが、甲本、乙本になります。これについては、甲本と乙本で、甲本の方が写しで乙本の方が原本と言われてきたんですけども、これについてはあらためる必要があって、もりおか歴史文化館所蔵の甲本が写しとされていたんですけども、これが始めに作成されたもので、その甲本に修正が施されて、その修正箇所を反映させて清書を完成したのが乙本と言うことになります。ですので、これまでとは違って、甲本、乙本というのがどういうものだったのかというのが、これでわかったということです。いずれ、記事の内容に不正確さはありますけども、岩手県のあり様ですね、しかも江戸時代のあり様、江戸時代の後半、これだけ詳しいものはありませんので、その様子までわかるということで非常に貴重だということで、甲本、乙本ともに指定するのがいいのではないかと考えています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただ今、調査にあたられました委員から紹介がございました、この岩手県管轄地誌は本来であれば、甲、乙それぞれ審議しなければいけないものですが、今紹介がございましたように、甲本を初版本と言いますか、底本といたしまして、乙本が修正・加筆したうえでの完成版だというような関係にもとづきまして、この2つのものについて審議させていただきます。

何かご質問ございますでしょうか。

先ほど事務局に確認しましたが、近代に入ってから文献資料としては、この岩手県管轄地誌が、もし新規指定となれば最初の指定物件ということになります。こういった領域に携わっている方にとりましては、岩手県管轄地誌とか地域研究にとってどのような意味を持つのかということと言うまでもございませぬが、それぞれの地域において詳細なデータを提示してくれている、本当に基本的な文献になろうかと思えます。これを近代のものとして最初に指定できるということはある意味岩手県の文化財指定ということについても大きな意味を持っているものだと個人的には考えております。ただ、実際に使ってみますと、野菜の名前ですとか、読めない文字があったり、この野菜はいったい何なんだろうというふうに、大根なのかナズナなのか、いろいろな疑問もでてまいります。非常におもしろい資料でございました。個人的な感想を述べてしまいましたが、何か質問またはご意見がありましたらお受けいたします。

(委員)

すみません。補足で、先ほど地図の話をしておきながら、こちらの地図の話しをしなかったのです。15 ページを見ていただきたいのですが、皇国地誌を編纂するときには各村の地図を付けて提出するように言われていたんです。それで、岩手県立図書館の方には「岩手県管轄地誌」編纂の過程で作られた地図が残っているんですけども、来歴のわからない地図もかなり混在していた形で、地図が 620 点くらいあるものですから、今回これの整理まではできませんでしたので、地図については、宮城県では地図も県の指定としていますが、岩手県の場合はまだ整理ももう少し緻密にやらなければいけませんので、こちらについては今回は除いたということです。

それからあと 2 冊ですね、他に持ってきていただいたのが、もりおか歴史文化館のもので、南部家図書という蔵印が押されているものです。これは岩手県管轄地誌の 1 号 1 巻になるもので、岩手郡誌が書かれているものです。そこには南部氏の歴史が書かれていますので、おそらく南部家に伝わったんだろうと思いますが、この 2 冊については岩手県が編纂、あるいは所蔵した岩手県管轄地誌とは性格が異なりますので、今回指定物件の方からは除かせていただきました。

(会長)

ありがとうございました。

(委員)

ここでいう岩手県は、今の岩手県と同じものなのでしょうか。

(委員)

そうです。

(会長)

明治 9 年に今の岩手県ができております。

あとは何かございますか。それでは評決に入らせていただきます。

教育長から諮問のありました、岩手県管轄地誌の甲本、乙本それぞれを岩手県指定文化財に指定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(会長)

ありがとうございます。異議なしとして議決させていただきます。

続きまして 3 件目、盛岡藩覚書についてです。これも調査を担当いただきました委員から補足的な説明をお願いしたいと思います。

(委員)

覚書についても調査を行いました。18 ページを見ていただきたいと思います。

盛岡藩覚書というのは盛岡藩の藩庁日記で、文政 13 年から明治 3 年までの 105 冊、一部欠落もあります。それが伝わっていて、一般には盛岡藩家老席日記の覚書として知られているものでございます。家老席において所管する日記です。日付、天候、月番の家老の名前とともに、日々の出来事が記録されています。現在 105 冊が伝わるが、そのうちの 67 冊は原本にあたり、38 冊が原本に忠実な写しになります。写しは嘉永 6 年から明治 2 年までのものが作成されており、その前後は原本のみが残っております。現在翻刻事業が進められているということになります。19 ページの方に移って、この盛岡藩覚書というのは、端的に言えば家老席の日記ということです。

ただ、家老席という名称はこの時期には変わっていますが、一般にわかりやすく言うために家老席と書いています。これについては、すでに有形文化財に指定されている家老席の日記の盛岡藩雑書 190 冊、これが江戸時代の前半から天保年間ですから、近世の後半、江戸時代の後半ですね。寛永 21 年、1644 年から天保 11 年 1840 年が残っているんですけども、記載内容はほぼ同様に、盛岡藩雑書とともに明治 3 年までの家老席の記録が残されているということで、盛岡藩雑書と同等の価値が認められるものです。ですので、盛岡藩覚書についても、これが指定できるというふうに考えています。特に雑書と違って、覚書に特有の価値といえ、近世から近代への転換期にあたるころの、まさに盛岡藩の公的な記録が残っているというところだと思います。

いずれにしても、盛岡藩雑書に続いて家老席の日記、これが明治 3 年まで残っているというところで価値があるということ、それから写しについても盛岡藩の歴史を編纂する事業、明治期ですね、それで作られているということで、併せて指定して問題ないものと考えています。以上です。

(会長)

ありがとうございました。

ただ今は盛岡藩覚書として、盛岡藩の藩庁日記についての説明をいただきました。今説明にもありましたように、盛岡藩雑書に続く明治初めまでの記録類というようなことで、資料的価値についてはすでに高い評価を得ているものだと思います。

何かご質問あるいはご意見があれば。

(委員)

105 冊のうち、原本が 67 冊と写しが 38 冊。原本と写しが明確にわかるということによろしいですね。

(委員)

はっきりと区別する札もついていて、それから原本に対して写しの方が虫穴なんかも文字が書かれてなくて、写しだということもはっきりわかります。

(会長)

雑書は「盛岡藩雑書」という指定名称ですね。それに準じた「盛岡藩覚書」という資料名称であるということですね。

(委員)

はい。

(会長)

翻刻はどの位の計画で進めてらっしゃるんですか。雑書は翻刻が出たことで本当に使いやすくなったんですね。それを考えますと、覚書が最終的に使えるようになるのはいつ頃なんだろうと思ひまして。

(委員)

1 年に 2 冊出して、1 冊に 2 年分の記事を入れていくと、1 年に 4 年分なので、15 年くらいですかね。

(会長)

そのほか何かございますでしょうか。

それでは審議はこれで閉じさせていただきます。評決に入ります。盛岡藩覚書を岩手県指定

有形文化財に指定することについてご異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(会長)

それでは異議なしということで議決させていただきます。

次に盛岡八幡宮祭りの山車行事につきまして、調査にあられました委員から補足的な説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

よろしくお願いいたします。少し唐突に思われる方もあると思いますので、少し全体のことも説明させていただきます。

今回の指定案件が2件と追加指定1件なんですけれども、無形民俗文化財です。無形民俗文化財というのは風俗慣習、これは祭礼とか行事なんですけれども、それと民俗芸能、それから民俗技術があります。国でいうと大体131件が風俗慣習、40%くらいがその割合になります。一方、岩手県の無形民俗文化財は、国は22%くらいになるんですけれども、岩手県の指定となっているのは2件しかありませんので、40件中2件の5%です。もちろん岩手県は民俗芸能の宝庫と言われておりましたので、今まで民俗芸能に注力してきたということは間違いではないですし勿論いいことなんですけれども、例えば民俗芸能の母体となっているのも祭礼であったり行事であったりしているので、そちらもそろそろ見直していいのではないかと思います。私は昨年委員にならせていただきましたので、一年かけてお祭りを全県で見ていきたいなと思って見てまいりました。これは各都道府県、全国の中でもどのくらいの風俗慣習が占めるかということなんですけれども、岩手県は実はワースト2で、5%というのは沖縄に続いてということです。大体県の平均は30%くらいありますので、もう少し考えてもいいのかなと思いました。

そこで岩手県全体を見たいと思いましたので、全体を考えたときに、先ほど調書の方でも読んでいただきましたように、四つに分けられるかなと思いました。一番が盛岡藩領域、そして二番が旧仙台藩領域ですね。そしてその藩境周辺の地域と沿岸地域、それぞれ異なっていると思います。一番の旧盛岡藩領域は盛岡八幡宮例大祭、これが一番大きなもので、これの影響を受けて、二戸祭りから石鳥谷まで、同じような大きな人形を載せて趣向を凝らして毎年人形を作るというような山車が出ます。これはもう皆さん盛岡八幡宮を基本としますし代表としますし、この領域の中では一番のお祭りと思っています。他に大体秋祭りなんですけれども、二戸から花巻市くらいまでかなり広く広がってます。

二番目にやはり旧仙台藩領域のお祭りというものを考えることができます。これは仙台藩の、仙台祭りの影響を受けたお祭りと考えていいと思います。ただ、仙台祭りの方は明治末に途絶えてしまうんですが、その影響を受けて今の宮城県北部と岩手県南部で行われている祭りです。これは人形山を出すこと、盛の五年祭で見られるような、館山車と言って大きな建物を建てた山車を出します。それから、あとは大名行列をするのが特に岩手県南のお祭りでは多いです。というような特徴がある程度見られると思います。それから芸能の山車を出すというようなお祭りもあります。大体釜石はぎりぎり唐丹までは仙台藩領域だったので、そこから大船渡、陸前高田そして住田町などに同じような祭りが伝わっています。

そして藩境周辺の領域ですね。こちらの方では特に火防祭、火防がなんというか特徴的に見ら

れます。これは囃子屋台を出しますので、これもお祭りとして火防を祈願してかつ人形を出したり、あと囃子屋台を出したり、というようなことが特徴として見られると思います。少ないんですけど奥州市、北上市まであるんですけど、一関市まであります。

最後には沿岸のお祭りということで今回は出していませんけれども、沿岸の方は陸渡御ではなくて海上渡御ですとか、芸能を主としたお祭りであるとか、そういう特徴があります。

その中で、今回はまず盛岡八幡宮祭りの山車行事、これはもう代表的なのでこれを欠かすことはできないと思います。各町の丁印がこのような形で出ておまして、そして山車が作り山という形で出ております。このような頃からあるということがわかっておりますし、盛岡市ではこのように人形を作って出しているお祭りです。

今は消防団の分団が各丁ということで出しているんですけども、色々な主体の団体があったということがわかっています。祭りは山車を出して、手木打ちといわれる南部木遣りを行って、南部囃を囃して、これは子供たちが参加するんですけども、そういう行列を行う、山車を中心として巡行する行列、山車行事として、今回お祭りとして是非と思おまして調書を作成いたしました。

私は昨年お祭りを見たんですけども、何分にもコロナ禍でして、もちろんお祭り本来の姿も見えていなくて、また一年間なのでちゃんと行事を見られてないんですけども、特にこの盛岡八幡宮の山車行事については盛岡市さんが調査を毎年行っておられまして、その調査報告書を基本とさせていただいております。

(会長)

ありがとうございました。

ただいま盛岡八幡宮の山車行事につきまして説明をいただきました。なにか、ご質問があればお受けいたしますが。

(委員)

諮問物件調書の中の上から7行目のところに、元禄16年に公儀御祭礼とあって、これは何の記事からかなあというのがあって。この当時、盛岡藩は自分たちのことを公儀と言ったかなと思って、そこのところを確認したかったんですけども。

(委員)

これは内史略でした。一般的に文章として公儀祭礼というように論文等で皆さん使われておまして、内史略にも八幡宮祭礼ということで藩主が謁見してというようなことが載っておりますので、そのように使いました。ただ、「公儀御祭礼」については、すいません確認いたします。

(委員)

内史略であれば近世後期に編纂されたものなのでそういう風な記述もあるんだと思うんですけども、参考文献の中に雑書とあったので、雑書だと公儀御祭礼、公儀って言った場合これは幕府を指すので、自分たちを公儀って呼ぶ場合もちろんあるんですが、元禄の時にはどうかなと思ったものですから、何に拠ったかだけ明らかにしていただければと思います。

(委員)

内史略の方です。雑書は正徳3年の方のものなので。

(委員)

はい。

(会長)

内史略で使われたものだと。わかりました。他に何か確認いただくことはありますか。

これは盛岡市の指定文化財になってますね。それと大体同じということでもよろしいですか。

(委員)

はい。そのままです。

(委員)

お伺いしたいんですけれども、この行事を継続して行っていく担い手さん達ってというのは、ある程度将来的に継続・継承していけそうな、これは完全に地域によるものだと思うんですけれども、場所によっては少子化なので縮小して行って、残念ながら消滅しかけているがために文化財にしてなんとか、ということも多いかと思うんですけれども、そのあたり所見を伺いたいとおもいます。

(委員)

ありがとうございます。調書にも書いてるんですけれども、第一分団、第二分団と今の分団を主とした町が担っておりまして、その継承については皆さんかなり意欲的です。それにですね、毎年出場する組、それ以外に例年5～6組が出場しますので、7～9組が山車を出します。さらに、観光コンベンション協会ですとか町内会とか新たな団体が加わってきておりまして、近年ますます継承の意欲が高まっているのではないかなという風に思っております。

(会長)

はい、お願いします。

(委員)

確認というか一つルールがどうなっているか教えてほしいんですが、名称ですね、「盛岡八幡宮祭り」というのはこのお祭りの正式名称なのか、文章中には八幡宮祭礼という言葉も出てきているので。ということで確認ということと、また、現在のお祭りの正式名称をここに用いるのが無形民俗のルールなんでしょうか、というところを是非教えてください。

(委員)

盛岡市さんがこの名称で審議しておられましたので、これを継承いたしました。今の祭りというと、八幡宮祭りですとか盛岡秋祭りですとか色々いい方もありますが、市の指定をそのまま今回は継承させていただきました。神社の祭礼としては「八幡宮祭礼」とおっしゃいます。

(委員)

であれば、別に盛岡市さんにそこまで義理立てしなくても、例えば八幡宮祭礼でもいいですし八幡宮例大祭でも、秋季例大祭でも。名称はこれまでの県指定のルールに則って確認してもらった方がいいかもしれないので、一応ご参考までに。

それとですね、続けてよろしいでしょうか。21ページの諮問物件調書って、読めば読むほどなんかいづいってというか、気になるどころ、ツッコミどころ満載なんですね。ここは指定理由を書くところなので、現況をこの指定理由に書くべきかどうか。現在皆さん頑張ってるんですけど、大変だけれども頑張っていますというのが指定理由かどうか。

それから、下から2行目なんですけど、「継承するものとして重要なもの」という評価を岩手県がして大丈夫ですか。これは裏を返すと、継承するものとして重要でないものもある、と読み取られてしまう危険性があるので、ちょっとここは要注意かなと思います。

それと書き方の問題なんですけれども、この「盛岡八幡宮祭りの山車行事」の、どこを評価して指定するのかというところがだいぶあちこちに散在しているようなので、例えば最後に箇条書きでも構わないので、指定する、評価する理由を是非わかるように書いてもらえるとありがたい。

つまり、下から4行目に旧盛岡藩領域の祭りの在り方の典型ってとても気持ちのいい書き方をしてるんですけれども、じゃあ具体的に何が典型的なのかというと、私が読んでみると、例えば、山車が従っていること、山車が盛大なこと、組織的な、祭りを執行する組織体があることということなのかなあ。さらにそれとともに評価することは、歴史的経緯、経緯というのは起源がはっきりしていること。もう一つは盛岡藩主が関わっているということで、公権力というか、しかるべき後ろ盾があるということ。それから、盛岡八幡宮祭りというのが、本歌というか祖本というか、旧盛岡藩領域のあちこちに写しがあるということで、影響力があるとか波及力があるということが評価されるのかなと思ったんですけれども、そういったことをまとめて資料に書いてもらえるとわかりやすいかもわかりません。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございます。事務局はいかがでしょうか。今ご指摘がありましたように、調査報告書の中に所見として書いてあるものを指定理由として記載するのはいかがなものかという指摘を含めですね、この山車行事の文化財としての特徴を示す内容をきちんと記載すべきだという指摘でしたが、いかがでしょうか。

(委員)

先によろしいでしょうか。

(会長)

はい、どうぞ

(委員)

私の方が報告書を出したのであれなんですけれども、無形民俗文化財として、歴史というよりも、今はお祭り法ができて、活用とか地域おこしとか人の方に民俗文化財の方は少し力というか気持ちを入れて評価していきたいと思っておりまして、例えば歴史がないと全然ということでは、なかなか祭りとか、特に岩手県では厳しいものがありまして、評価の対象としてはもちろん各町が継承しているのですが、それを支える人たちがいて子ども達が参加してかつ職人文化もあってとか、そういうところを評価していきたいと思っていました。書き方については、事務局の方と少し整理させていただかなければならないと思います。

(委員)

何のために指定するかということ整理したほうが良いかもわからないですけれども、このあとも頑張ってほしいから、あるいは活用に軸足を今置いているから指定するということが、指定理由、指定する目的になるかどうかというのはちょっと事務局と検討したほうが良いかもしれないですね。

(会長)

ありがとうございます。確かにお祭り法等ができて、特に無形民俗文化財・祭礼行事については地域おこしの一つの核として位置づけられているようになります。と同時に、民俗文化財としての歴史性と言いましょか重要性と言いましょか、地域における重要性というものを踏まえた上での指定となると、それを表現したような指定理由をきちんと整理したほうが良いの

ではないかということだろうと思います。

結局ですね、委員も指摘したように、何を指定して何を保存していくのかということ。イベント性のあるお祭り行事を指定とするのか、そうではなく、やはり現状の祭りをきちんと位置づける、先ほど津村委員がおっしゃったように、継続性の中で何を継続していくべきなのかというあたり。それを含めて、山車のデザインを守っていくということではないと思うんですね、無形ですから。

そうではなく、山車を作る、祭りを支える人たちのエネルギーを指定するのだということになると、そのエネルギーを支える理由というものをもう少しやはり記述しておいたほうが良いのではないかと。

(委員)

最初ご相談をいただいて、とてもいい視点だなと思って応援しておりました。皆さんの御意見も伺いまして、やはり、委員ともう少し整理するのをお手伝いさせていただこうと思います。皆さんのおっしゃるとおりだと思いますので、もう少し整理が必要であったなと思います。

(委員)

ただ、私は指定することには大賛成で、諮問調書の書き方とか基本的な考え方が整理されていればそれで十分だという、そういう意味で申し上げましたので。

(会長)

いうまでもなく、間もなく(祭りが)始まりますよ。盛岡の八幡様のお祭りはですね、盛岡市民にとってでもそうでありますが、音を聞くとですね、それぞれの人たちにとっての季節性みたいなものがあってですね、やっぱりなじんでいる空気がある。ですからそれをきちんと評価して文化財として守っていこうという基本的な流れ、それから先ほど委員からもご紹介がありました、岩手県は芸能についてはこれまでもカバーして参りましたが、祭礼行事を含む芸能については等閑視していたところがないわけではない。そういったことからすると、そのきっかけになるころとして、この八幡様の山車行事がまず先鞭をつけるということでもふさわしいものであらうとは思いますが。

したがって、歴史的なものの意味もあらうかと思えますね。それが、県内の、特に先ほどありましたように盛岡藩領の様々な祭りに対して山車の類似性という形で影響を与えたとか、そういったもの。それから、山車と言えば八戸の三社祭りの山車もありました。ああいった豪華な山車との相違の中で、盛岡藩の中での独特な雰囲気を持つ山車であるというようなこと、そういったことを含めた総体を指定し、保存していくんだ、ということがわかるような、と注文が多すぎますけれども、調書として提案いただければと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(委員)

山車については、各地域で聞いてみると、どこどこの山車の影響を受けているとか、どこどこの、例えば一戸の祭りだとか盛岡の祭りだとか、どちらの影響を受けているとか、そういうことをよく聞くんですけども、そういうことは今までも調査をされてて、そのような系統については今まで調べられているのか、あるいは県北の方と盛岡の方と、どれだけどう違うとか、そういうことがわかっているのかですね。もちろん無形民俗文化財ですから変わっていくわけでありまして、山車であっても頭を借りたりして非常に難しいと思うんですけども、そういう調査はどの程度行われているのでしょうか。

(委員)

論文に書かせていただいたんですけども、山車については特に県立博物館にいた学芸員さんがブログを作ったり調査論文を書いたりしておりますので、その方に随分ご指導いただきました。で、見ていただいたように、二戸から石鳥谷とか土沢くらいまでみなさん盛岡八幡宮の祭りの影響を受けていると断言されています。ただ、野田とか普代、久慈の方に行くと八戸三社大祭の山車を借りてきたということで、あちらの影響が半々です。両方の影響を受けているということだが、基本的には盛岡八幡宮のお祭りの人形を借りてお祭りをしているところもありますので、かなり影響をちゃんと受けていますし、学芸員さんも詳細な記録を取っていらっしゃいますので、それを参考にさせていただきました。一応「東北民俗」にも、論文として一覧表とともに簡単な考察を出させていただいております。

(委員)

そうなんですよね、人形はどんどん動いている。一か所行ったら次に行って、また次に、という具合に。それが毎年必ずしも同じというわけでもない。ありがとうございました。

(会長)

有形としての指定ではないですよね。移動を含めた文化としてのカテゴリでとらえようと思いがすが。

先ほどから、ご指摘がありました。特に調書の記載について整理する必要があるのではないかと。というご指摘をいただきましたが、事務局のお考えとしてはどうでしょう。

(事務局)

調書の方はですね、一定程度の整理を改めてする必要があるとのご意見を多数頂きまして、そのご指摘を踏まえて、評価理由も含めて再整理をさせていただければと思います。今後の取り扱いについては、整理した上で、あらためて会長にご相談申し上げたいと考えますがいかがでしょうか。

(会長)

会長というよりも委員と少し協議していただいて、基本的な取り扱いについては、提案する調書をきちんとした形にまとめ上げて、そして提案していただきたいというようなことになろうかと思いますが、東さんそれでよろしいですか。

内容、山車行事そのものについては文化財として指定し、保護していこうという姿勢は変わりございません。ただ、指定する上での書類をきちんとしてまとめるべきだというご意見、今のところでは口頭で体裁を直してという状況にはございませんので、事務局からもありましたように委員とも相談していただき、私の方からも調整した上で、再度お諮りするということで扱うことでよろしいでしょうか。東さんよろしいですか。

(委員)

はい。ただ一点、無形民俗文化財については歴史的経緯の評価はしたくないなと考えておまして、県民の基盤的な生活文化の特色を表すもので典型的なものということで、例えば近代の祭りだったらダメかとか、今はそういうことはありませんので、それは入れない方向で考えておりますが。

(会長)

はい。

(委員)

私個人の意見としては、書くべきものと消すべきものを精選していただいて、最終的には調書は調査報告書を受けて事務局が体裁を整えるものだと理解しているので、箇条書きでいいのでわかりやすく書いてくだされば私としては結構かと思います。

したがって、この調書をもう一回審議するというようになってくると私の申し上げたことよりは重たくなってしまふかなあとと思います。

(会長)

ただやはり、調書といいますか、提案内容をきちんと精選した上で指定の有無を評決していただくということになりますと、文書的にやはりきちんとしたものを提示していただくことが前提になろうかと、価値そのものには動きがないんだと、それは評価するとして、提案の内容を整理して再度出していただくというような形になろうかと思いますが、みなさまもそれでよろしゅうございましょうか。

それでは、盛岡八幡宮祭りの山車行事につきましては、提案の指定理由を精選した形で記載を変更して再度提案していただくという形で継続的に審議するというにさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。では、そのように決しさせていただきます。

(会長)

では次に、盛町五年祭につきまして、これも調査にあたられました委員の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(委員)

こちらの方は、旧仙台藩領域の(祭り)ということで、仙台祭りの影響を受けた、高い館を持つ山車、それから芸能屋台を出すということで、陸前高田から大船渡市、それから唐丹、旧気仙郡ですね、にあるお祭りの代表ということでさせていただきました。このように高い館、「やかた」というんですけれども、こちらを(山車に)載せるのは旧仙台藩領域のお祭りの特徴であると思います。それと、毎年作り変える人形と定型の人形とを載せます。これは大正11年にはこのようなものがあつたということなんですが、実はお祭りの記録自体がこちらの方は少なく、沿岸はそうなんですけれども、明治15年以前のはわかつておりません。芸能の特徴といたしまして、各町がこのような囃屋台を出してそれに伴う芸能をみなさんで供奉する、それからこのような子どもつけた権現様で供奉する、というようなお祭りです。これは大船渡市の無形民俗文化財になっているんですが、曲録という大名行列ですね。これも同じように、岩手県内では多くみられる芸能なんですけれども、これは江戸時代からあるという言い伝えがありますので、他の所より古いということもありまして、もしかしてこれが他のお祭りにも影響を与えたのかと思っております。

指定調書のとおり、これも旧盛岡藩領域の旧気仙郡周辺のお祭りの代表とするということで、もともとは気仙郡の郷社というのは氷上神社なので、そこのお祭りがもともとは大きなもので山車もたくさん出ていたのですが、残念ながら被災しておりまして、昔のお祭りの姿はありません。その中で盛の五年祭は昔のお祭りというかそのような特徴をずっと継承しておりますし、人形山車を出して各町の囃子屋台を出して、芸能を出して、皆さんが参加されるお祭りとして、他にもたくさん五年祭はあるんですけれども、その五年祭の中の一つの典型としてできるかなということでも上げました。

(会長)

はいありがとうございました。ただ今、盛町五年祭について補足的な説明をいただきました。何かご質問ございますでしょうか。

(委員)

内容についてはよく理解できますが、これもちょっと書き順とかを整理したほうがいいのかもわからないです。資料の26ページですね、まずは大きく振りかぶって旧盛岡藩、旧仙台藩、境界、沿岸と4つの地域に分類しているものですから、そのあとに出てくる祭りの特徴が3つあるのかな、仙台祭りの影響をうけている、町方・村方双方の要素が入っている、式年祭というのがあって、それぞれ仙台祭りの影響を受けているっていうのは旧仙台藩の領域の特徴だから、で、2番目が良くわからないんですが、双方の要素を持ってるとっていう特徴は、上の4地域のうちどれに該当するのかな、で、式年祭は気仙郡特有だということから沿岸部のことなのかな、というように類推して読んでみたんですけども、わかる人にはわかると思うんですけど、わからない人にはわからないと思うので、箇条書きにするとか、最後に表を付けるなどすればいいかもしれません。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。そうすると、この盛町五年祭の特徴を、今ご指摘いただきましたように、仙台祭りも含めた旧仙台藩北部の特徴を持つという風にやっただく、歴史的には明治初めまで、あるいはそれ以前まで遡るというのは間違いないと思いますし、ある意味この地域の芸能より古い祭礼の可能性も出てくるかもしれませんので、そのあたりも整理して。

明治15年から記録が保存されているということですが、この記録とはどのようなものなんですか？

(委員)

天照御祖神社さんの祭礼記録で、それぞれの誰がどういう役割を果たしたかということなんですけど、実はこれは曲録だろうなというものは出てくるのだが、山車が出てこないもので、それで出さなかったんですけども、15年からは詳細な記録が残っています。

(会長)

それは文書としてある？

(委員)

はい。綴じられた文書で毎回お祭りごとに作られておまして、それが保存されています。

(会長)

それも貴重なものです。

(委員)

岩手県南の祭りという点と、岩手県内全体を見たときに山車を出す祭りと芸能を出す祭りとかがあるので、その中間形というか双方を持っていること、かつ五年祭という旧気仙郡の祭りという3つの要素があることをもう少し私の報告書がまとめるに良かったかと思います。

(会長)

確認なのですが、天照御祖神社はですね、田茂山村の村社とありますが、村社というのはたぶん明治に入ってから用語であろうと思いますが、江戸時代にですね、「天照御祖」という社名だったんでしょうか。違いますよね？

(委員)

はい。神明社です。ただ田茂山郷村の郷社ではあるんですけども。

(会長)

明治に入って、天照信仰というか神道の確立とともに社名を変えて祭礼が再編されていくということかと思います。

29 ページにあります内容のところで確認いたします。先ほどもそうだったんですが、神輿渡御に供奉する稚児行列が一つあると。それから山車が出るということ。大名行列を模した曲録が出て、権現舞があって、それから全町が出てくる囃屋台と手踊り、この内容がセットになっているということですね。これらを守っていこうということですね。はい、ありがとうございます。

あとは何かご質問ありませんか。

(委員)

一つ教えていただきたいことが。仙台藩領の祭りの特徴の中に大名行列が伝わっているということなんですけれども、この大名行列っていうのは仙台祭りの影響っていうことなんでしょうか。

(委員)

それをかなり見たんですけど、確かに仙台祭りの中では武者が供奉して一緒に回ったというのが出ておりますが、それが本当に他の祭りにどう影響を与えたかというのは、宮城県北の方ではあまりなくて、岩手県南の方ではたくさん見られてかつもう少し上の方、盛岡藩領まで見あたりしているんで、これについてはまだちゃんとどの影響とは言えない。逆に盛町の方はかなり古いことを伝承しています。室根神社の大祭の方も古くはなくて明治からのもので、それよりも盛町の方が古いので、まだそこらへんは実際わかっていないけれども、影響を与えているのかなと思います。

(委員)

私、今北上市史で近世部会担当しているんですが、例えば北上なんかは要害があってそこはもう行列やっています。それが仙台の大名行列ではなくて、やはりあそこも小城下町ですから、行列みたいなものをやるんですね。岩手県南のところで水沢みたいに要害があって小城下町があって行列みたいなものもあるので、すべてが仙台の大名行列をまねているのかということどうなのかなと。これは感想ですが。

もう一つは、仙台藩の藩主は岩手県南の盛岡藩領と仙台藩領の境を行列組んで鷹狩と称して沿岸まで行くんですね。だから盛にもその行列は岩谷堂から行くんですよ。そういったものの影響もあるのかなということで、必ずしも仙台祭りの大名行列を誰かが見て持ち帰ったというよりは、むしろそういった仙台藩領の行列が通るところなので、そういうことなのかな、と。盛岡藩の場合は盛岡藩の藩主が平気で仙台領突き抜けて江戸に行きますから、そんな行列を組んで藩境に行くというのはないんですけども、県境の南ということで、もし何かの参考になれば。

(会長)

先ほど確認しました内容の個々の要素についてですね、色々な系譜が考えられると。ただ、現在行われている祭礼の中身としてこれらの要素をまとめたものが式年祭として行われているということですね。

ルーツをたどって、というのはなかなか難しいことだろうと思いますが、他に何かございますか。これは毎年やるものではないですよ

(委員)

式年祭なので、4年ごとに行うので5年祭と言いますが、竹駒だと7年ごととか3年ごととかが気仙郡ではあります。

(会長)

気仙のあたりではそういうお祭り多いですね。毎年どこかの式年祭が行われているという感じなんですか、神社は違っても。

(委員)

そうですね、この祭りだと寅、午、戌という風に決まっておりますので、それを並べてみますと、そうですね。

(会長)

そうすると、五年祭というのは、そういった意味でも式年祭の中でも特徴的なあり方だということでしょうか。

(委員)

五年祭に限らず、式年祭というのは気仙地域では基本的です。

(会長)

松江のお祭りみたいに十何年に一回というのはありますか

(委員)

それはないです。見ていただいたように、旧仙台藩領域は全て式年祭で、一番長いのが竹駒の七年祭で、短いのは3年ごとになります。これもどこの影響下はわかりませんが、室根祭りは確かに4～5年ごとにやっております。

(会長)

先ほど委員がおっしゃったように、インターバルがあきますと、祭りの内容について同一性の保持というものをどのように担保されているんですか？

(委員)

4年ごとなので、子供だと小学校低学年～高学年くらいになります。また大人たちが保存会や町会でやっておりますので問題はないんですが、ただし、今回コロナがあって昨年が五年祭だったんですけどもなくなってしまって、8年空くとなるとどうかなというところはあるんですけども、町の方々、大人の方々がなさっているので継承していけると思います。

(会長)

祭りそのものとしては大変にユニークな式年祭という形式で、バラエティのある内容を持った祭礼であると。それを含めた祭礼行事としてこれを指定したいということですが、よろしいでしょうか。

それでは評決に移らせていただきます。盛町五年祭を岩手県の指定の無形民俗文化財として指定することに御異議ございませんか。

(一同)

異議なし。

(会長)

ありがとうございます。それでは評決の結果、指定するという結論をいただきました。以上、新規に審議いただく案件につきまして、盛岡八幡宮祭りの山車行事を除くものについて岩

手県の指定文化財に指定する旨、答申することに決させていただきましたがよろしいですか。

それでは次に審議の（２）、岩手県指定文化財の追加指定についてということで、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料２の５、３１ページをお開きください。

ー以下、盛岡藩雑書、諮問物件調書を読み上げー

（会長）

それでは雑書につきまして、調査を担当いたしました委員から追加の説明をお願いします。

（委員）

これについては、すでに盛岡藩雑書が指定文化財に指定されていますので、その価値については十分認められているものです。それに実は追加すべき一冊があったということです。これが御側雑書ということで家老席ではなく側方の記録として収蔵されてきたんですけども、その中身、書式等を見ると、明らかにすでに指定されている雑書に加えるべき一冊だということが判明しました。ですので、これを追加して指定するという事です。以上です。

（会長）

ありがとうございました。

これは雑書の追加ということですので、内容的には問題ないかと思いますが、結局表紙は失われたのか、本来表紙がない形での保存のされ方もあったのか、その辺はどうでしょう。

（委員）

他のものを見ると、雑書下書きという表紙はあるんですね。でも、どうしても保存状態であるとか、これまでの保存状態によっては表紙がない、失われてしまっているものもあります。今回のものは表紙がなかったものですから、御側雑書に方に入れられて伝わってきたということです。

（会長）

ありがとうございます。

すでに指定されているものの中にも表紙がないものがあるけれども、今回のものはたまたま外されていたということのようであります。何かご質問、確認いただくようなことはございますでしょうか。

中身的にも雑書と同じものだということでもあります。同様の様式を持っているのだということで問題ないかと思えます。それでは、この盛岡藩雑書について新たに１冊を追加指定することでご異議ございませんか。

（一同）

異議なし

（会長）

ありがとうございます。それでは、そのように決させていただきます。

続けて、日高火防祭について説明いただきたいと思えます、事務局お願いいたします。

（事務局）

資料２－６、３５ページをご覧ください。

ー以下、日高火防祭、諮問物件調書を読み上げー

(会長)

それでは、日高火防祭について調査を担当されました委員から追加の説明をお願いいたします。

(委員)

藩境地域に特有の火防祭、北上から金ケ崎、奥州市にかけてみられるんですけども、そんなに多くはないんですけども、各地で春に行います。人形山を出す祭りもあるんですけども、大体屋台で囃、芸能を出すお祭りとなっています。

これは町印といわれる各町の自分たちの火消しを由来とした町印です。これを先頭に、これがトットコメエといわれる「うちばやし」ともいわれる小さな屋台です。この二つがお祭りのもともとの形であったと言われていました。このあたりでは権現様を回して火伏をするということが基本なんですけれども、このトットコメエにはこのように権現様が載っているものもあります。後ろに柳の枝を飾っているところもあったり、火防祭としての形態を伝えています。

これが明治期から大型のものが入れられたと言われている「はやし屋台」です。今はこれは主体のようになって、子どもたち、お人形さんといわれる女の子たちが乗って、笛や三味線を奏でて、勢子や棒引きたちが引きます。夜はこのように観光イベントも行われており、盛大な祭りとなっております。

ただ、「火防祭の『屋台囃』」として文化財となっていたんですけども、それよりも火防祭としての価値、この地域における特徴的なお祭りとして考えられると思ひまして、この町印からうちばやし、はやし屋台まで巡行させて屋台囃を奏でる行事の範囲を追加ということでこのように提案いたしました。

あと、カセドリというものがですね、この仙台藩領域では昔から小正月あたりにある行事なんですけれども、芸能がお祭りに集まる、日高神社にカセドリ達が集まるお祭りとして明治期の文書などにも出てきて有名でしたので、それも火防祭として伝えるものだと思って火防祭ということで評価いたしました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。日高火防祭につきましては、「火防祭の『屋台囃』」としてすでに岩手県の指定無形民俗文化財に指定しているところではありますが、今回その範囲を拡大して、「日高火防祭」として追加指定という形で措置したいということでございますが、何かご意見ございますでしょうか。

(委員)

説明の部分で、盛岡藩領域といった場合には盛岡藩のお祭りが影響があったと、仙台藩領については仙台の祭りが仙台藩領という意味でとらえることができる。沿岸の方は沿岸で海を使っているということでいいんですが、ここでいう藩境に特徴的なといったときに藩境だから火防祭が出てきたのかというと、これがちょっとこの区分の仕方が藩境に意味を持たせてしまいそうな感じがします。先ほど聞いた県北の方の沿岸というと八戸藩の影響がある、それは八戸藩領だからということでわかる。けれどもこれは藩境の特徴で火防祭が出てきたのかと言ったときに、藩境というのとこれがどう影響しているのか、区分として、単に地域として藩境だからというように挙げているにしてはちょっと意味が出てきてしまいそうな書き方なんです。そこが気になりました。

(委員)

岩手県全体を考えて結果的に藩境周辺でということではあったんですけども、特に北上市、奥州市あたりにあるということでもどうしてもそうってしまったんですけども、確かに結果論、逆だと思いますね。火防祭がある地域ということではかないと思えました。すいません。

(会長)

「藩境」だから両方入るわけですね。北上の秋葉神社は盛岡藩領ですよ。

(委員)

北上市の黒沢尻から奥州市まで。範囲を拡大すると一関にまで見られるということで、結果的に、ということではかないです。

(会長)

火防祭は市街地といいますか、集落、ある程度町家のあるところに火防のために秋葉神社がまつられて、そういうところに発生するものなんですか？町のないところに火防祭はあるんでしょうか。

(委員)

近世では秋葉講ですとか講を組んで秋葉神社に行ったりしているので、必ずしも火が怖いので町場、とは言えないとは思いますが、特に北上周辺では山車は出さなくとも権現様で回っている火防祭ですが、その中でもこのような山車を出したりしているのが（日高火防祭である）と思います。

(会長)

事務局に確認したいのですが、今まで屋台囃は無形民俗文化財として指定してきた。今回は無形文化財の範囲を拡大する形で追加指定だというのは、どういう根拠なのか。新規の指定ではないのか。

(委員)

指定のあり方ですが、国の書き方や言い方に則れば、県指定と未指定を統合し、名称を付し、新たに県指定とする。だから追加ではないです。だから屋台囃の方は廃止されてしまう。ちなみに先ほどの雑書の方は指定番号も指定名称も変わらないので、指定名称を変えず員数を変更するという手続きになります。

(会長)

それとは明らかに違うわけですね。中身を変えて、新しいものを追加して、しかも名称も変わるとなると、これは追加のカテゴリーに入らない。要するに新規として取り扱った方がいいのではないかということですが。

(事務局)

県としても明確な定めというものはあまり決まっていなかったものですから、いずれ囃子屋台というものが既に存在していると。それに対象が拡大されるということで追加という認識をしてしまったところがありますけれども、今、委員の方々がおっしゃったようなお話もありますので、新たな指定というのもありうるという風には思っております。

(会長)

東委員に確認したいんですけども、新たに追加するものは、屋台囃に加えて、なにが追加されるのかということをもうちょっと説明していただけますか

(委員)

調書にもあるとおり、各町組が町印、うちばやし、はやし屋台を巡行させ、屋台囃を奏でる行事を対象として範囲を追加し、名称変更するもの。カセドリについては入らないです。

(会長)

各町が出す町印、うちばやし、はやし屋台が巡行する行事、それから屋台囃、これは既指定ですけれども、これを含めてトータルで「日高火防祭」と名称を変更すると、こういうことになるが、そういった形でよろしいですか。

扱いとしては追加ということではなくて拡大し、名称を変更して指定する。前の「火防祭の『屋台囃』』については指定解除、違う形で指定されることによって機械的に指定解除の措置を取るといような形で扱いたいと思うが、このような形でよろしいでしょうか

それでは日高火防祭を岩手県の指定文化財として名称を変更する形で新たに指定することで答申したいと思いますがご異議ございませんか。

(一同)

異議なし

(会長)

ありがとうございます。それでは異議なしとして、これについては、新たに指定するという形で措置させていただきたいと存じます。

以上、本日用意いたしました審議案件については審議を閉じさせていただきます。